

令和5年度

埼玉県立大宮武蔵野高等学校

いじめの防止基本方針

(今年度の取り組み)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	1
第4 いじめ問題に向けての校内組織	1
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	2
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第7 いじめ防止年間計画	3

はじめに

埼玉県立大宮武蔵野高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、教務部、各教科等で以下の取組を計画的に実施していく。

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、自主・協力・調和の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取り組みを実践していく。

- (1) いじめ防止対策委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」を実施。
- (2) いじめ防止対策委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を実施。
- (3) 三者面談での聴き取り
- (4) ロングホームルーム、学校行事等における周囲との関り方の観察

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、全職員が生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態を情報共有し、情報に基づき迅速に対応するため、以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取り組みについての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、いじめ防止対策推進法第23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止対策委員会を設置する。

【構成員】

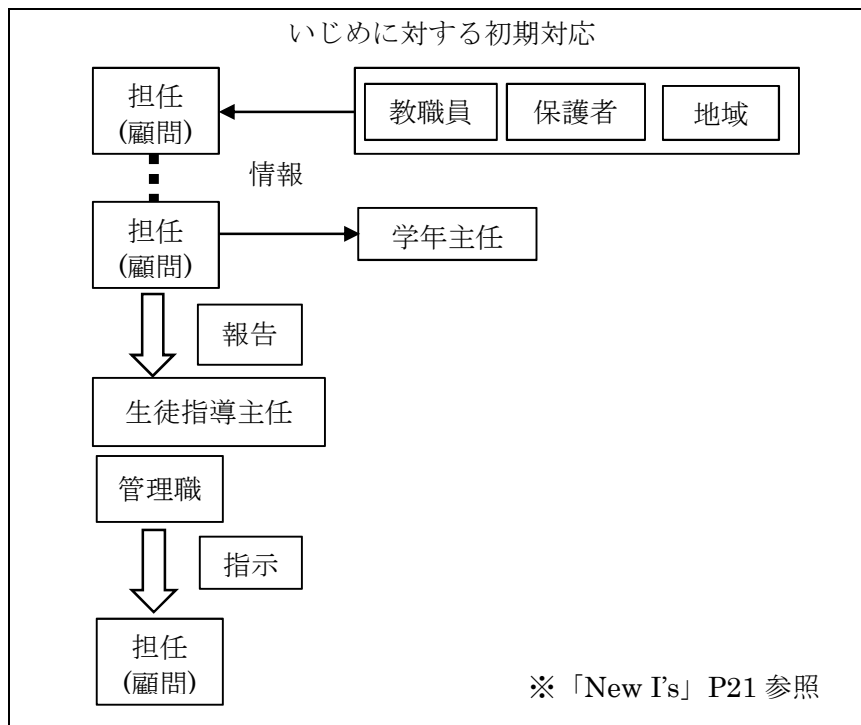
この委員会の構成員には、本校の教育相談委員会を母体とし、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・定例の委員会を年3回開催する。
- ・いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、自主・協力・調和の理念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

第7 いじめ防止年間計画

時期	活動計画	活動内容	ポイント
4月	【職】校内研修	・基本方針における取組検討	・法規関係の周知
	【生】クラス開き	・クラス目標等の設定	・いじめを許さない姿勢
5月	【保】学校評議員会において協議	・学校の取組説明	・家庭の協力
6月	【生】体育祭	・公助、協力の心の涵養	・協力し、互いを認め合う
	【生保】三者面談	・学校生活の振り返り	・保護者との情報共有
7月	【生】校長、生徒指導主任講話	・夏季休業中の生活の注意喚起	・タイムリーな内容
	【生】人権教育／薬物乱用教室	・外部講師等による講話	・自らに置き換えて考える
	【保】保護者通知の配布	・夏季休業中の生活の注意喚起	・具体的な内容
9月	【生】文化祭	・公助、協力の心の涵養	・協力し、互いを認め合う
	【生】LHR等を活用した面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
10月	【職】校内研修	・取組みへの評価、改善の検討	・職員間の情報共有
11月	【生】いじめ撲滅強調月間	・生徒たち自身の意識の高揚	・積極的な姿勢
	【生保】アンケート調査	・実態把握及び情報提供	・迅速な対応及保護者との情報共有
12月	【生保】二者面談や保護者面談	・アンケート調査結果に係る聴き取り	・些細なことも拾い上げる ・保護者との情報共有
1月	【生】二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
2月	【保】学校評議員会において協議	・年間の対応報告等	・1年間を振り返る
3月	【生】校長、生徒指導主任講話	・学年末・春季休業中の注意喚起	・タイムリーな内容
	【保】保護者通知の配布	・学年末・春季休業中の注意喚起	・具体的な内容
	【職】職員会議	・1年間の総括と次年度への課題	・次年度への申し送り

【生】生徒 【保】保護者 【職】職員